

鳥取縣公報

昭和十七年九月十五日
第千三百六十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 訓令
● 戰時災害保護事務取扱手續……………一頁
- 告示
● 出産用局方ガーゼ、綿、家庭用綿配給統制要綱……………六頁
- 農水改良事業出張所設置規程中改正……………二頁
- 彙報
● 物資配給等取締規則……………三頁
- 防空従事者扶助金の支給……………三頁
- 第三回航空日……………四頁
- 第三回縣總力鍊成大會……………六頁
- 都市女子青年の農村勤勞奉仕……………七頁

訓令

鳥取縣訓令甲第二十八號

地方事務所長
市町村長

戰時災害保護事務取扱手續左ノ通定ム

昭和十五年九月十五日

鳥取縣知事 土肥米之

戰時災害保護事務取扱手續

第一條 地方事務所長療養扶助並助産扶助ヲ決定シタルトキ及ビ市長療養扶助並助産扶助ノ決定通知ヲ受ケタルトキハ申請者ニ對シ別記醫療券及ビ助産券ヲ交付スベシ

第二條 地方事務所長並市長ハ醫療券及ビ助産券交付簿ヲ備ヘ交付番號、交付者氏名ヲ記載シ異動アリタルトキハ扶助臺帳ト照合シ加除訂正スベシ

第三條 市町村長醫師及ビ助産婦ヨリ請求書ノ提出アリタルトキ

告示

鳥取縣告示第六百九號

昭和十六年二月鳥取縣告示第百十五號出產用局方ガーゼ及綿並ニ家庭用綿配給統制要綱ヲ左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十七年九月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 第一 本要綱ハ醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第十五條第二項ノ規定ニ依リ之ヲ定ム
- 第二 本要綱ニ於テ局方ガーゼト稱スルハ日本藥局方ガーゼヲ稱ト稱スルハ日本藥局方精製脫脂綿日本藥局方脫脂綿及衛生綿ヲ謂ヒ出產用ト家庭用トノ二種ニ分ツ(以下出產用局方ガーゼ及綿並ニ家庭用綿ヲ材料品ト總稱ス)
- 第三 知事ハ本縣ニ割當ラレタル一般用材料品ヲ出產用及家庭用ニ區分シ其ノ數量ヲ決定シ鳥取縣衛生材料卸商業組合(以下卸賣機關ト稱ス)ニ通報スルモノトス
- 第四 知事ハ鳥取縣醫藥品衛生材料小賣商業組合及鳥取縣衛生綿指定小賣商組合(以下兩組合ヲ小賣機關ト稱ス)ノ取扱ヲ衛生綿ノ數量ヲ決定シ卸賣機關ニ通報スルモノトス
- 第五 卸賣機關ハ知事ガ市町村ノ需要狀況ニ依リ割當タル材料品ノ數量及前號衛生綿ノ取扱數量ヲ基礎トシ各小賣機關ニ割當テ小賣機關ヲシテ之ヲ共同購入セシメ小賣業者ヲ通ジ販賣セシム

- ルモノトス
- 第六 小賣機關ニシテ小賣業者ニ材料品ノ割當ヲ爲シタルトキハ速ニ別記様式第一號ニ依リ關係市町村長ニ其ノ配給數量ヲ通報スベシ
- 第七 材料品ハ購入券ト引換フルニ非ザレバ販賣若ハ授與スルコトヲ得ズ但シ家庭用綿ノ購入券ニ依リ販賣若ハ授與ハ當分ノ内鳥取市、米子市及東伯郡倉吉町(以下施行地區ト稱ス)ニ限り之ヲ適用ス
- 第八 購入券ハ別記様式第二號ニ依リ市町村長之ヲ發行シ其ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ一箇月ヲ限ルモノトス
- 第九 購入券ハ之ヲ發行ノ市町村ノ區域内ニ於テノミ使用シ得ルモノトス但シ小賣業者ノ在ラザル村ニ在リテハ小賣業者ノ在ル最寄市町村ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得
- 第十 小賣業者ノ在ラザル施行地區最寄村ノ者ニシテ家庭用綿ヲ購入セントスルトキハ別記様式第三號ニ依リ所轄村長ノ證明書ヲ以テ施行地區ニテ購入シ得ルモノトス此ノ場合其ノ證明書ハ之ヲ購入券ト看做ス
- 第十一 市町村長ハ出產用ノ購入券ヲ交付セントスルトキハ妊婦ノ住所氏名ヲ之ニ記入スベシ
- 第十二 購入券ニ表示スル材料品ノ單位ハ出產用ノ場合ハ局方ガー

01076

01075

セハ三メートル、綿ハ四百グラム、家庭用ノ場合ハ五十グラムトス

- 第三 市町村長ハ出產用材料品ノ割當ラレタル數量ノ限度内ニ於テ妊産婦手帳規程ニ定ムル手帳ニ依リ其ノ月妊娠五箇月ニ達シタル妊婦ニ對シ一人ニ付局方ガーゼ及綿ノ購入券各一枚ヲ交付スルモノトス
- 第十四 施行地區ノ市町村長ハ家庭用綿ニ付割當ラレタル數量ノ限度内ニ於テ購入券ヲ町内會、部落會若ハ隣保班ヲ通ジ其ノ月ニ限り一人一枚ヲ交付スルモノトス
- 第十五 市町村長ハ帳簿ヲ備ヘ出產用材料品ノ購入券交付ニ付妊婦ノ住所、氏名、年齢、妊娠月數、購入券交付年月日ヲ記載シ其ノ日附ヨリ十箇月之ヲ保存スベシ
- 第十六 施行地區市町村長及第九第二項ニ依リ證明書ヲ發行シタル村長ハ家庭用綿ニ付其ノ發行シタル購入券又ハ證明書ノ枚數交付先及其ノ交付年月日ヲ前項ノ帳簿ニ記載スベシ
- 第十七 小賣機關ハ一定數量ヲ殘置シ小賣業者ノ割當ニ不足ヲ生ジ又ハ臨時ノ需要ヲ生ジタル場合購入券ト引換ニ又ハ當廳ノ指示ニ依リ小賣業者ニ讓渡スベシ
- 第十八 小賣業者一箇月分ノ割當數量ニ餘剩ヲ生ジタルトキハ翌月ニ繰越スモノトス

第七 小賣機關及小賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ材料品ノ受拂ニ付左ノ各號ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一、出產用、家庭用ニ分チ種類別ノ局方ガーゼ、局方精製脫脂綿及脫脂綿、衛生綿以下同ジ)ニ讓受數量及其ノ年月日
- 二、出產用、家庭用ニ分チ種類別ニ讓渡先ノ住所氏名(小賣業者ニ在リテハ家庭用材料品ノ場合ヲ除ク)讓渡數量及其ノ年月日
- 三、毎月末ニ於ケル種類別累計在庫數量
- 第十四 小賣業者ハ毎月三日迄ニ前月中材料品ト引換ヘタル購入券ヲ其ノ所屬小賣機關ニ送付スベシ
- 第十五 小賣機關ハ前項購入券ヲ毎月十五日迄ニ之ヲ發行セル市町村長ニ返送スルモノトス
- 第十六 小賣業者ハ毎月三日迄ニ前月讓渡シタル材料品ニ付出產用家庭用ニ分チ綿及ガーゼノ前々月末ノ殘存累計數量前月配給ヲ受ケタル數量及讓渡數量差引在庫全數量ヲ所屬小賣機關ニ報告スベシ
- 第十七 小賣機關ハ毎月五日迄ニ前月中小賣業者ノ取扱ヒタル材料品ニ付市町村別ニ出產用、家庭用ニ分チ種類別ニ集計數量ヲ別記様式第四號ニ依リ知事ニ報告スベシ
- 第十八 左ノ各號ノ一ニ該當スル購入券ハ之ヲ無効トス

01077

- 一、市町村長ノ記名捺印ノナキモノ
- 二、出産用購入券ニ妊婦ノ住所氏名記載ナキモノ
- 三、記載ノ文字ヲ改竄變更シタルモノ
- 四、有効期間ヲ經過シタルモノ
- 五、其ノ他不正ニ利用シタルモノ
- 第三三 小賣業者本要綱ニ違背シ又ハ知事ノ發スル命令ニ從ハザルトキハ材料品ノ配給ヲ停止スルモノトス
- 第三三 小賣業者ハ賣薬部外品取締規則施行細則第十六條ノ規定ニ依ル請賣營業者ノ看板ト併列シテ別記様式第五號ニ依ル看板ヲ掲出スベシ

(別記第一號)

年 月 日 組 合 名
市町村長殿

出産用局方ガーゼ及綿並ニ家庭用綿
何月(第何回)分配給數量決定通知書

配給先	配給擔當者	出産用	家庭用綿	備考
市町村名	住所 氏名	局方ガーゼ (一丈) (100瓦)	(五〇瓦)	
		反 個	個	

表 面

出産用局方ガーゼ購入券
3メートル

市町村長殿
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日

行効
有 効
印

購入者氏名
住所氏名
販賣者氏名
印

(別記第二號)
縦入センチメートル

横 裏
10センチメートル
面

注意事項
別記「購入券裏面記載
注意事項」ノ通

01078

表 面

精製脱脂綿(脱脂綿)購入券
400グラム

市町村長殿
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日

行効
有 効
印

購入者氏名
住所氏名
販賣者氏名
印

縦入センチメートル

横 裏
10センチメートル
面

注意事項
別記「購入券裏面記載
注意事項」ノ通

表 面

精製脱脂綿(脱脂綿)購入券
500グラム

市町村長殿
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日

行効
有 効
印

販賣者氏名
印

縦入センチメートル

横 裏
10センチメートル
面

注意事項
別記「購入券裏面記載
注意事項」ノ通

彙報

物資配給等取締規則

不正者は法に依り處罰

(經濟警察課)

近時諸物資の不足傾向に伴ひ、物資入手の爲には消費者はあらゆる手段を講じ、販賣者亦これに便乘して悪辣なる手段を弄して闇取引を醸成する者があり、就中生活必需物資に於ては此の傾向が甚しく、國民生活を不明朗ならしめる弊が認められるが、これが原因を考へると、

- 1 各種物資については自治的統制が行はれ、切符制・通帳制等の採用されてゐるものが多いが、中には依然これを無視して情實配給や不正配給が行はれる場合があること
- 2 自治的配給統制の資料として需要実績等の報告をなすに當り、事實に相違した報告をして配給の公平を害するものがあること

- 3 配給機關の役職員中には自己の地位を利用して公正を失し配給を阻害するものがあること
 - 4 其の他今なほ時局を辨へず、買溜や賣惜の類似行爲その他物資需給を阻害するやうな行爲をするものがあること
- 等の原因が錯綜して需給の混亂を來すに至るのであつて、これらの者の中には單に精神的啓蒙ばかりでは容易に目的を達し難いと思はれるものもある。

依つて今回縣令第六十六號を以て「物資配給等取締規則」を制定し、これらの悪性行爲を禁止して一掃を期することとなり九月十一日を以て公布し即日實施されるに至つたのである。

- 即ち物資の割當、配給又は規格の査定に従事する者で、その事務に關する不正の行爲をした場合は五十圓以下の罰金若しくは拘留又は科料に處せられ、又
- (1) 物資配給に關し官公署・法人・其の他團體に對し不實の申告を爲した者
 - (2) 人頭異動・業態變更・休止其の他配給の基準又は數量に變更を來すべき事由があつた場合、必要な手續をしないで不當に物資の配給を受けた者
 - (3) 官公署又は官公署の指示に基いて法人其の他の團體の發行する通帳・切符等の證票に依り授受すべき物資を、これに依

- らないで讓渡讓受をした者
- (4) 官公署若しくは法人其の他の團體の發行する規格證紙又は査定證紙を不正に使用した者
 - (5) 運送・保管・賃貸・請負・雇傭・修繕又は加工に關し、正當の事由なく正當料金に依る契約の申込に應じない者
 - (6) 正當の事由なくして物品の買溜を爲した者は拘留又は科料に處せられることになつたのである
- 尙、法人其の他團體の役職員使用人又は代理人や従事者が、その法人・團體又は人の業務に關してこの規則の規定に違反した場合は、行爲者を罰する外其の法人其の他團體の代表者又は人をも處罰される。

過日警視廳では青少年工の犯罪に關する取締を行つたが、その結果は近時著しい青少年犯罪の増加が認められ、その原因としては工員の収入の激増及び生活の潤ひの不足等が挙げられてゐるが一面また社會全般の道德的頹廢が因をなすといはれることは厳とすべきであると考えられる。まことに長上たる者の日常の不正行爲が、それが如何に小さなものであるとしても、知らず／＼の間に青少年に與へる影響は大きい。一般社會としてもまた家庭としても、成人が表裏甚しき生活を送つたり、工場主等が法網を潜つ

たりすることを見聞する青少年の心理に、如何に恐るべき罪の種を蒔く結果を生ずることか。

各位は時局下戰爭に勝ち抜く爲に如何に經濟統制が國家の爲に重要であるかを充分認識すると共に、日常の些細な統制違反でも家庭生活に於て又、社會生活に於て如何に純眞なる青少年の將來に悪影響を及ぼすかをも猛省せられ、不圓滑なる物資の中にあつても毅然として自律的に統制に服し、假初にも不正を行ふことなく、處罰等の遺憾なことのないやう行動されたいものである。

防空従事者扶助金の支給

— 九月八日縣の規程を公布 —

(警務課)

防空の實施に際して傷痍を受け又は疾病に罹つた防空従事者に對しては、防空法第十二條に基く防空従事者扶助法に依り、地方長官・市町村長・防空法第三條に依る特別防空計畫設定者(主務大臣が指定して防空上重要な事業施設者に對して特別に防空計畫を設定せしめてゐる者)等が、各々區別して扶助をなすべく規定せられてゐるのであるが、これらの防空従事者中で防空團員・防

01083

空監視隊員・地方長官の指定した特別技能者・防空實施區域にある者を緊急の必要によつて地方長官若しくは市町村長が防空事業に従事せしめた者・學校報國隊員に對しては、地方長官が扶助を行ふことになつてゐる。

然るにこれに關する扶助金の請求手續については未だ何等の規程がなかつたので、今回本月八日附を以て「防空従事者扶助金支給規程」(縣令第六十五號)、「防空従事者扶助金支給規程施行手續」(訓令第二十七號)並に「防空従事者扶助金支給審査委員會」に關する件を公布して、一度罹傷病者の發生した際は速にこれが扶助救濟を行ふこととなつたのである。

この規則によつて支給を受けることの出来る扶助金は醫療費・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金及び葬祭費であつて、申請書はすべてその住所地所轄警察署を經由して知事に提出するのであつて、書類様式は本規程に記してある。

療養費・障害扶助金・打切扶助金の申請は申請書に警察署長・市町村長又は所屬長の證據書類及び診斷書を添付して提出し、尙障害扶助金の改定を請求する場合には、右の書類の外に前受けた障害扶助金額並に支給年月日を記載した書類を添付する。

遺族扶助金又は葬祭費の支給を受けやうとする者は、申請書に「遺族本・防空實施に従事した爲死亡した事」を認むべき證據書類

類・診斷書又は檢案書を添付提出するのである。

第三回航空日

九月二十日

(學務課)

昭和十五年六月制定を見た「航空日」は本年九月二十日を以て第三回を迎へるに至つた。特に本年は恰も大東亞戰爭下空軍の赫赫たる大戦果を前にして行はれる航空日たるに鑑み、意義深きを感ずる次第である。よつて今回の記念日はこの意味に於て左に重點を置いてこれを實施することとなつた。即ち

- 第一 長期戦下に於ける航空要員大量確保の必要に關する強調であつて、主として青少年に對し航空の重要性と、模型並に滑空訓練の使命を認識徹底せしめ、進んで航空界に身を投ぜしめる機運を醸成し、併せて一般國民の航空知識の昂揚を期するにある
- 第二 は航空機工業の重要性を國民に認識せしめるにある。即ち優秀なる航空機の多量生産は航空要員の大量確保と相俟つて航空勢力擴充の根本的條件であるに鑑み、其の緊要なる所以を強調し、航空科學及び生産部門に欣然挺身するの念を誘致し、以て我

01084

航空機工業の飛躍的發展に資せんとするものである。

第三 は陸海軍航空部隊に對する學國的感謝の日たらしめるにある。緒戦に於ける陸海軍航空部隊の活躍は、能く大東亞戰爭の將來に對して磐石の基礎を築き、一億國民を感謝感激の坩堝に投じたのであるが、更に戦時下の航空日を期して陸海軍航空部隊に感謝の熱意を表せんとするものである。

尙、この機會に於て我が國航空勢力の偉大なる現状を中外に宣揚することも今回の航空日に於ける目的の一要件をなしてゐる。今、今回の航空日實施事項の概略を記すと次の如くである。

一 航空殉職者の慰靈

縣及び大日本飛行協會鳥取縣支部に於ては、管内航空殉職者(戦死者を含む)の慰靈を關係市町村長に依頼して行ふこととし、各市町村に於ては各種團體の協力を求めて成るべく各地域内の殉職者の慰靈を講ずる。

又、生徒兒童及び航空青少年隊員は、殉職者の墓地清掃を行ひ且つこれに参拜せしめると共に、航空日に關する講演をなし、其の他集合の開始前に英靈に對して黙禱を行ふ。

二 模型航空機競技大會

縣及び飛行協會鳥取支部と大阪毎日新聞社共同主催の下に、九月二十日(雨天の場合は次回の日曜日)午前九時より、鳥取砂丘

の中國聯合滑空訓練所に於て模型航空機競技大會を開催(競技方法は大阪毎日新聞社より發表)多數これに参加せしめる。尙、米子市・倉吉町を始め各地に於ても之に準じ地方別大會を開く。

三 滑空訓練大會並に查閲

縣及び飛行協會鳥取支部主催、縣學校報國團・縣航空青少年隊中國聯合滑空訓練所後援の下に、九月十九日正午より二十日午後三時まで中國聯合滑空訓練所に於て、滑空訓練大會を開催する。参加団体は滑空訓練を實施せる縣下各男子中等學校・各郡市航空青少年隊であつて、参加人員は各一団体十八名である。第一日より第二日午前中は滑空訓練を實施、第二日午後一時より支部長の查閲を受ける。

四 航空に關する講演會

縣・飛行協會鳥取支部・鳥取市・朝日新聞社鳥取支局共同主催の下に、鳥取市遷喬國民學校講堂に於て九月二十日午後七時半より航空に關する講演會を開催する。

五 記念飛行實施

當日記念飛行實施せらる。

六 以上の外各學校・各市町村及び各種團體に於ては當日航空に關する講演會(學校に於ては當日日曜につき前日)航空關係各種施設の見學、航空ホスターの製作頒布等を行ふ。

01085

尙、大日本飛行協會に於ては航空日を記念する爲「航空日章」を製作販賣するから有効に利用されたい。

第三回縣總力鍊成大會

第十三回 國民鍊成大會縣豫選會
明治神宮

(學務課)

縣では来る九月二十四、二十五、二十六の三日間に亘り倉吉町に於て第三回縣總力鍊成大會を、又十一月初め明治神宮外苑に於て開かれる第十三回明治神宮國民鍊成大會に出場する縣豫選會を開催することゝなつた。此處に演練規程を記すと次の如くであるが、本大會に出場する各位に於ては決戦下渾心の努力を拂ひ、本大會をして有意義に終始せしめられんことを切望する次第である。

一 參加資格

- (1) 各競技共満二十歳以下の普通團員、満二十五歳以下の幹部團員の二種に區別して實施する
但し籠球は區別はない
- (2) 當該年度五月一日以降同一村内に居住し、各種青少年團行

事に參加してゐる青少年團員たること。
但し中等學校又は之に準ずる學校以上の學校に在學する者はいけな

- (3) 体力章檢定合格者たること、但し數へ年十七歳以下の者にあつては級外以上の者たること(女子はこの限りでない)

▲陸上 班

競校種目 (男子の部)

- (1) 一般種目
百米、四百米、二千米、十哩、重量運搬競走、八百米繼走、走高跳、走巾跳、手榴彈距離投、懸垂屈臂
- (2) 体力章檢定種目(神宮大會競技種目)
百米、二千米、走巾跳、手榴彈距離投、重量運搬競走、懸垂屈臂
- (3) 參加規程
体力章檢定種目出場者は同一人にして全種目に參加すること
- (イ) 体力章檢定種目に出場する者は一般種目を兼ねることは出来ない
- (ロ) 各都市出場人員は一般種目に付ては各種目毎に普通團員各一名宛、幹部團員各一名宛、外に補員各一名を認める
- (ハ) 各都市出場人員は一般種目に付ては各種目毎に普通團員各一名宛、幹部團員各一名宛、外に補員各一名を認める

01086

体力章檢定種目出場の人員は各種目を兼じ普通團員三名、幹部團員一名宛、外に補員各一名を認める
(ニ) 一般種目に出場する者は一人三種目まで出場することが出来る、但し繼走は含まない

女子の部

- (1) 競技種目
百米、短棒投、重量運搬競走
- (2) 參加規程
同一選手にして必ず三種目に出場すること
各都市出場人員は三種目を通じ三名である、外に補員一名を認める
- (イ) (ロ)

▲剣道 班

- (1) 個人試合並に団体試合を行ふ
- (2) 個人試合の出場人員は各都市毎に普通團員五名以内、幹部團員二名以内、外に補員各一名を認める、但し幹部團員は少くとも一名は必ず參加せしめなければならぬ
- (3) 団体試合の出場人員は各都市毎に五名、外に一名の補員を認める、但し団体試合の出場者は普通團員、幹部團員の區別はない

▲柔道 班

- (1) 個人試合並に団体試合を行ふ
 - (2) 個人試合の出場人員は各都市毎に普通團員三名以内、幹部團員二名以内、外に補員各一名を認める
 - (3) 団体試合の出場人員は各都市毎に三名、外に一名の補員を認める、但し団体試合の出場者は普通團員、幹部團員の區別はない
- 相撲 班
剣道班に準ずる
- 籠球 班
各都市を單位とし、一組の人員は十名以内である

食糧増産の決意を與へた

都市女子青年の農村勤務奉仕

(社會教育課)

縣では本春の田植時に都市の女子青年を動員して「都市女子青年農村勤務奉仕隊」を編成し、總勢四百三十三名の女子青年を六十二班に分けて、七日乃至十日間宛五月三十日から七月九日にか

けて三十六ヶ町村に勤勞奉仕せしめたのであつたが、此の勤勞奉仕班が村民に及ぼした影響は實に大きく、中でも食糧増産への決意を農村へ與へた効果は蓋し大なる收穫であつたと云へやう。

此の奉仕に當つた女子青年の年齢、學歷並に職業を示すと、十八歳より十九歳までの者九十名、二十歳より二十一歳までの者百八十名、二十二歳より二十三歳までの者百五十名、二十四歳十三名、學歷では尋常高等科卒業百五十三名、青年學校卒業百五十五名、私立高等女學校卒業七十名、縣立高等女學校卒業六十名、職業別に云ふと農業百六十三名、商業百八十名、無職九十名となつてゐて、農村では將來も繼續實施を希望してゐる。

尚ほ此の勤勞奉仕班が村民に及ぼした影響、及び被奉仕者側の感想を參考のために記すこととする。

◇奉仕班が村民に及ぼした影響

- 一、勤勞作業には役立ち兼ねる都市女子青年團との豫想に反し、甲斐々々しく立働きの賞讃すると共に奉仕團員の眞摯なる態度は、村民の動もすれば打算的功利的なる思想を啓蒙するに充分であつた
- 二、此の期間中の保育に依り、幼児は生れて未だ曾つて知らなかつた友情と遊びの面白さと尊い躰とを知らずの間に得たものゝ如く、農村に於ける好施設との評を得た

三、共同炊事に依り農村婦人の勞働能率が著しく向上した

◇被奉仕者側の感想

- 一、繼續實施を希望する
- 二、奉仕員には前回の奉仕者を重ねて來村願ひたい
- 三、奉仕班長の指導訓練を重ね班長をして班員の指導に當らしめること
- 四、設備の完全を期した
- 五、成るべく一ヶ市町より編成したる班を希望する
- 六、豫じめ燃料及び調味品等に付き兩者打合せをなして置き、奉仕員自身にて献立其の他の進行をなし、農村側としては一切手を省きたい

◎行旅死亡人

- 一本籍、住所 不詳 職業書家(遺留品ニ依り認定)
- 一人相 身長五尺四寸、体格瘠型、顔長シ、頭髮五分刈、白着衣、髪半交、禿上リ眉眼口ハ普通、鬚アリ頸鬚三寸位
- 一 死亡ノ場 所及取扱經過 北條村大字志久一、三三〇、七月三日發見直チニ醫療ヲ開始シ救護中六日午後一時三十分死亡シタルニ依リ醫師駐在巡查立會ノ上入棺後埋葬ニ附セリ
- 一 取扱者 佐賀縣村長宛照會相成度
- 一 右心當リ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年九月十五日印刷
昭和十七年九月十五日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町